

G1-1 規模・配置

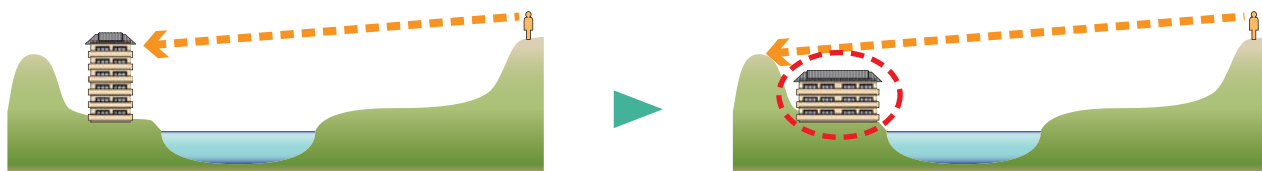
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・建築物等の高さをできる限り抑え、横山展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。

■具体的な配慮の例■

○周辺の地形から突出しないよう建築物の高さをできる限り低く抑え、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮する。



G2-1 形態意匠

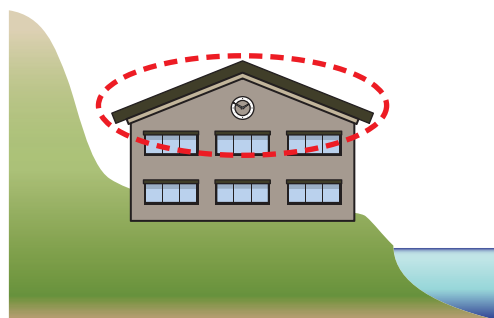
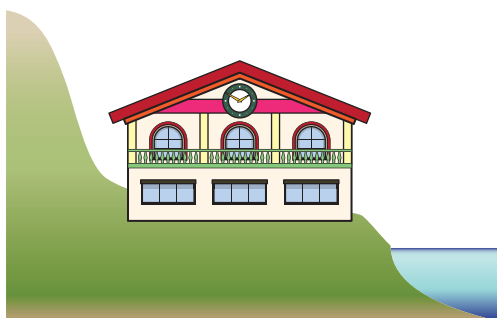
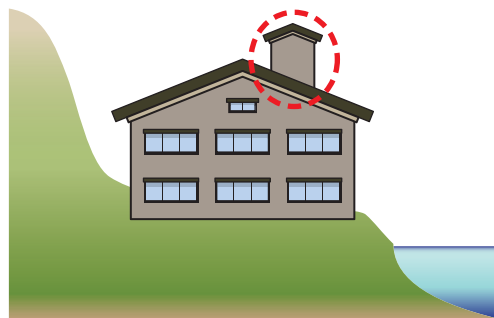
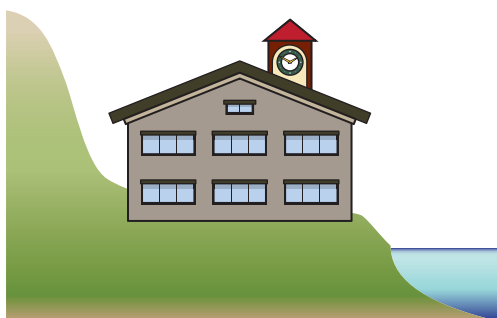
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- 建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、横山展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

- 視点場から視認できる高層部や塔屋への過剰な装飾は避けることにより、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮する。



G2-2 形態意匠

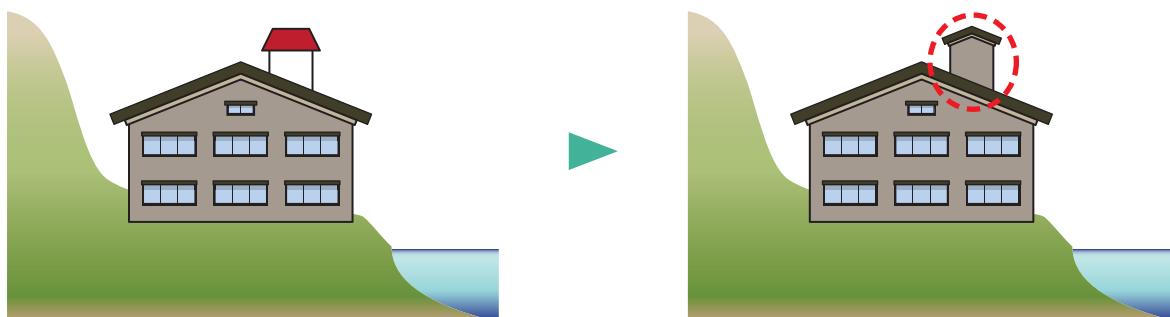
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・塔屋を設ける場合、壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとするこ
と。

■具体的な配慮の例■

- 塔屋を設ける場合、過剰な装飾を避けるだけでなく、主体となる建築物等と一体感のあるものとなるよう配慮する。



G3-1 屋根

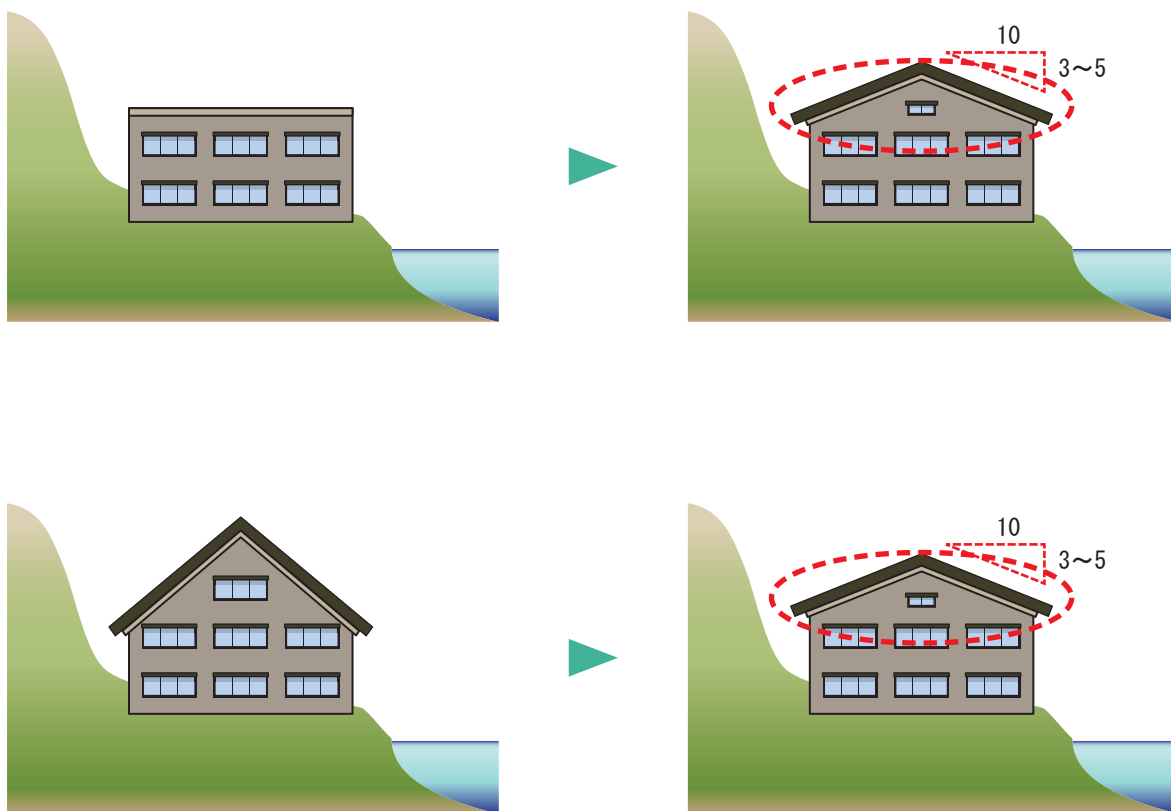
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- 主体となる建築物等および塔屋の屋根は10分の3～5勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

○建築物等の屋根は10分の3～5程度の勾配のある屋根とし、視対象となる地形に溶け込むよう配慮する。



G4-1 色彩

横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・アクセント色の使用は、横山展望台から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

- 伊勢志摩国立公園の普通地域に限って見付面積の5分の1未満の範囲内で使用できるアクセント色は、視点場から視認できる部分に使用することは避け、眺望景観を阻害しないよう配慮する。



G5-1 素材

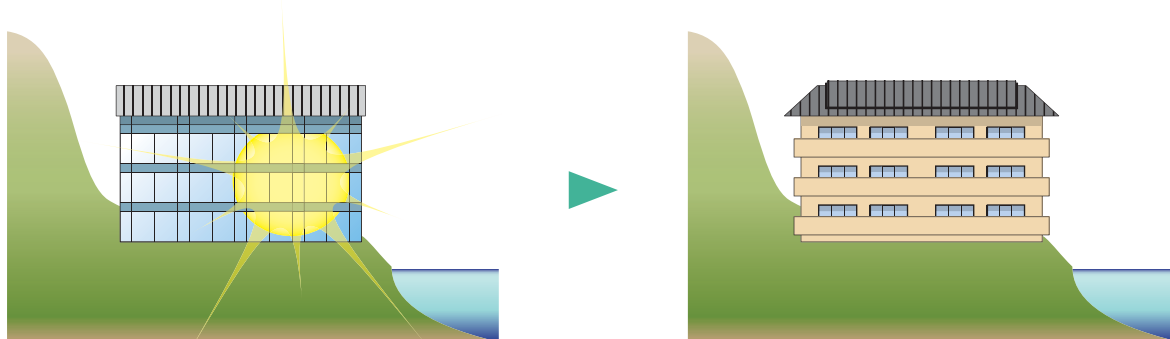
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

- 横山展望台から視認できる部分への反射性素材の使用を避け、良好な眺望景観の保全に配慮すること。ただし、太陽光発電パネルなど環境配慮型の反射性素材を使用する場合は、設置方法や場所を工夫し、横山展望台から目立たないように配慮すること。

■具体的な配慮の例■

○反射性素材の使用は避け、眺望景観を阻害しないよう配慮する。



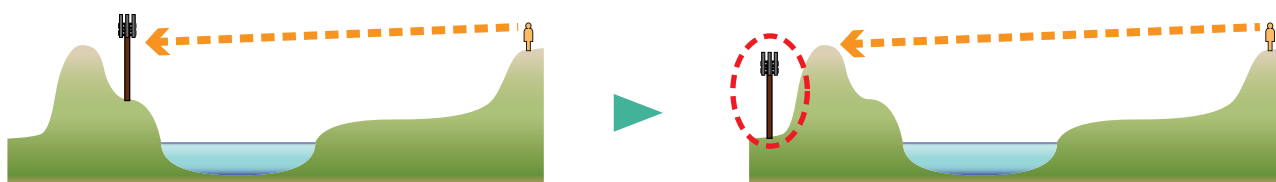
G6-1 電気・通信施設

横山展望台眺望保全地区の基準

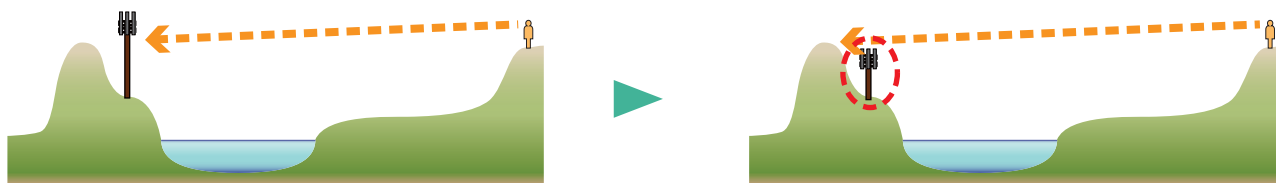
基準 ・横山展望台からの眺望を妨げる場所は避けて設置すること。

■具体的な配慮の例■

○携帯電話基地局等を設置する場合、視点場から目立たない場所を行為地として選定し、眺望を阻害しないよう配慮する。



○やむを得ず視点場から望見できる位置に携帯電話基地局等を設置する場合、できる限り高さを低く抑えるなど稜線を超えないように配慮する。



G7-1 太陽光発電施設

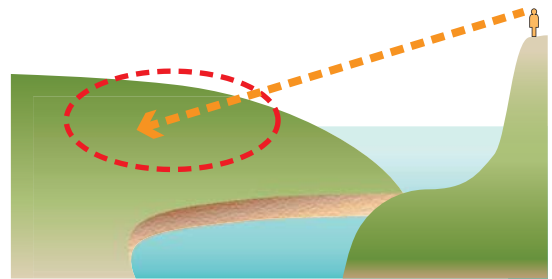
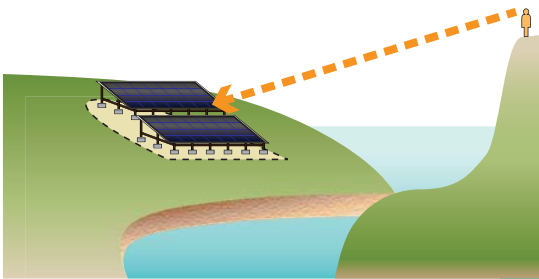
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

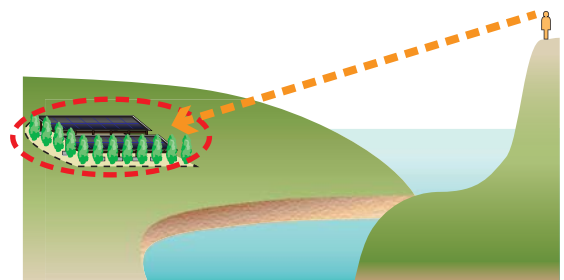
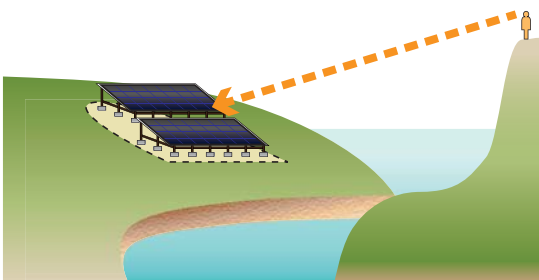
- ・誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。

■具体的な配慮の例■

○誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避ける。



○やむを得ず設置する場合は、パネルの反射光などにより誇れる視点場からの眺望景観を阻害しないよう、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をする。



G8-1 風力発電施設

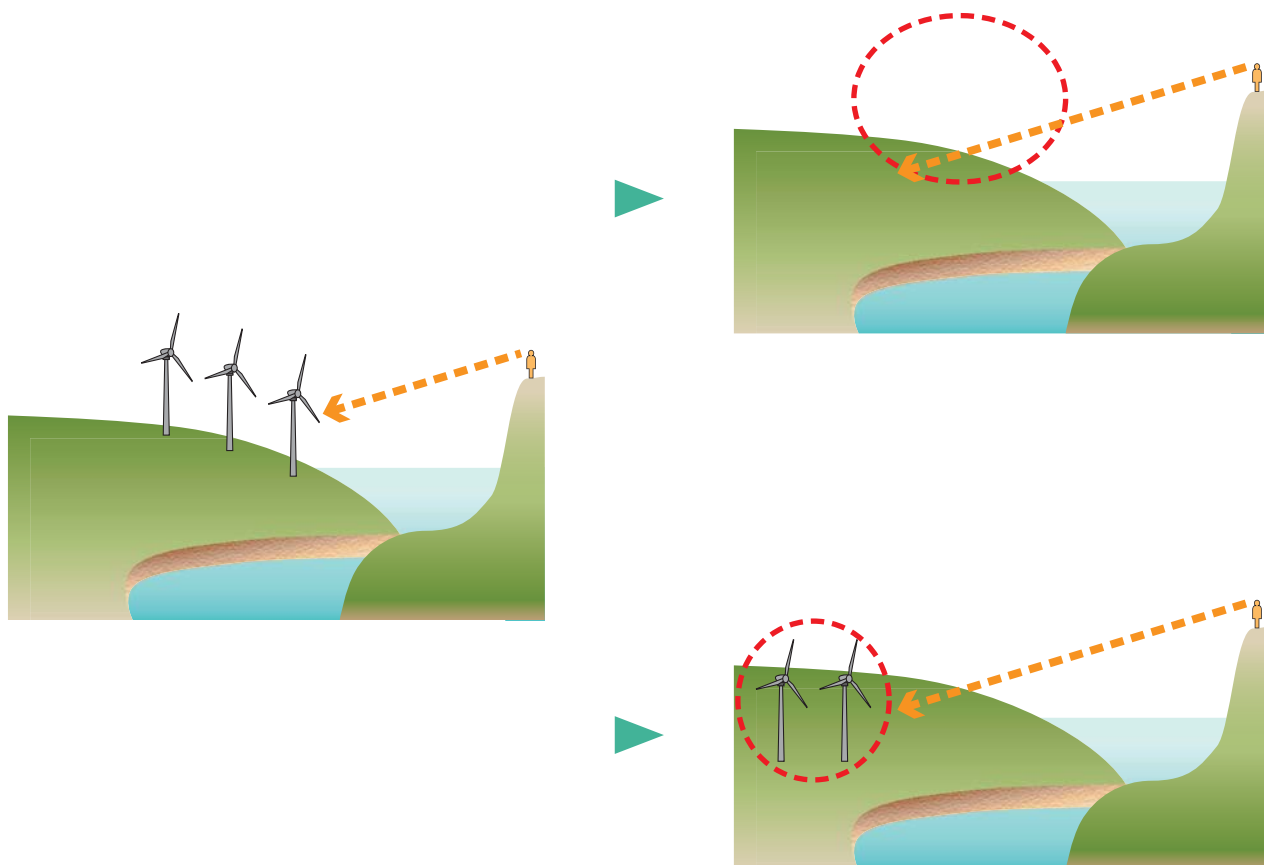
横山展望台眺望保全地区の基準

基準

・視点場から見た場合に、英虞湾への眺望景観を遮らないように配置の工夫をすること。

■具体的な配慮の例■

○誇れる視点場から英虞湾への眺望景観を遮らないよう、尾根線上や海岸沿い等への設置はできる限り避ける。



H1-1 規模・配置

桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・建築物等の高さをできる限り抑え、桐垣展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。

■具体的な配慮の例■

○周辺の地形から突出しないよう建築物の高さをできる限り低く抑え、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮する。



H2-1 形態意匠

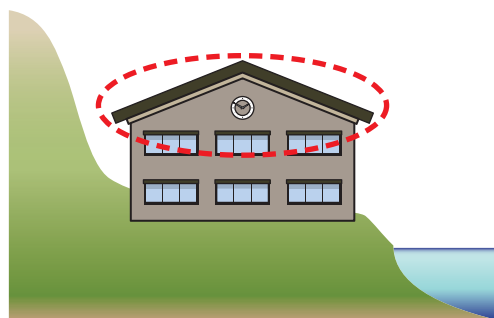
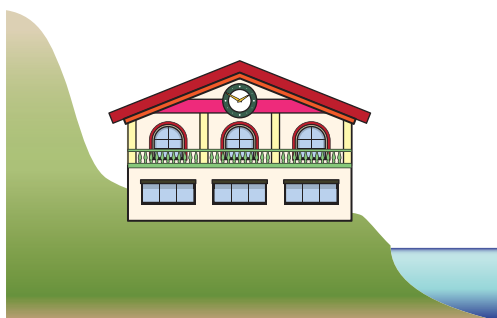
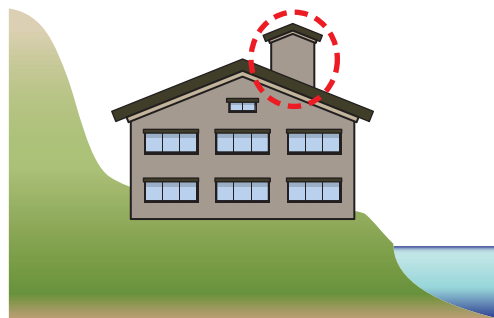
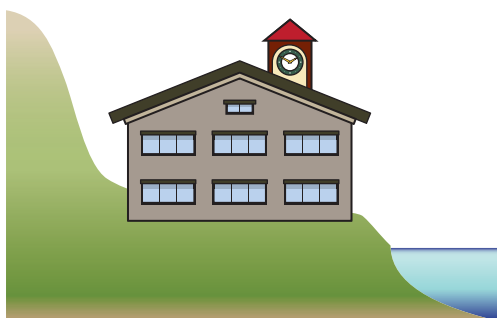
桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- 建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、桐垣展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

- 視点場から視認できる高層部や塔屋への過剰な装飾は避けることにより、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮する。



H2-2 形態意匠

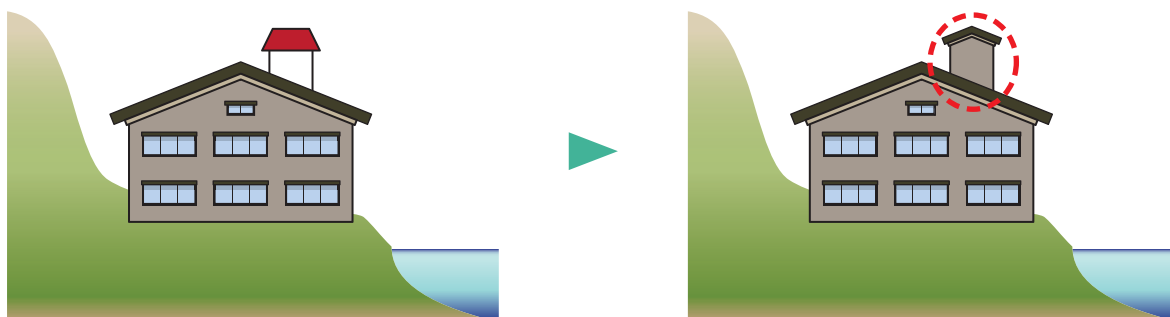
桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・塔屋を設ける場合、壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとするこ
と。

■具体的な配慮の例■

○塔屋を設ける場合、過剰な装飾を避けるだけでなく、主体となる建築物等と一体感のあるものとなるよう配慮する。



H3-1 屋根

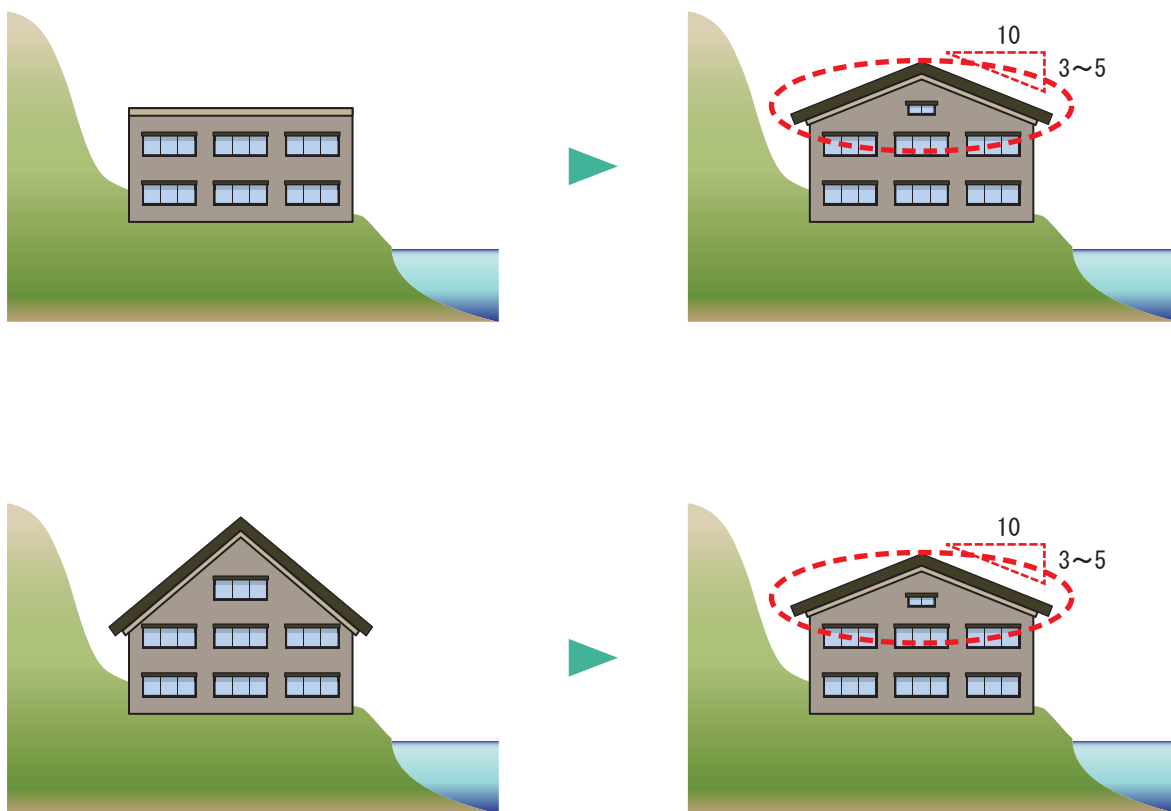
桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- 主体となる建築物等および塔屋の屋根は10分の3～5勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

○建築物等の屋根は10分の3～5程度の勾配のある屋根とし、視対象となる地形に溶け込むよう配慮する。



H4-1 色彩

桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・アクセント色の使用は、桐垣展望台から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。

■具体的な配慮の例■

- 伊勢志摩国立公園の普通地域に限って見付面積の5分の1未満の範囲内で使用できるアクセント色は、視点場から視認できる部分に使用することは避け、眺望景観を阻害しないよう配慮する。



H5-1 素材

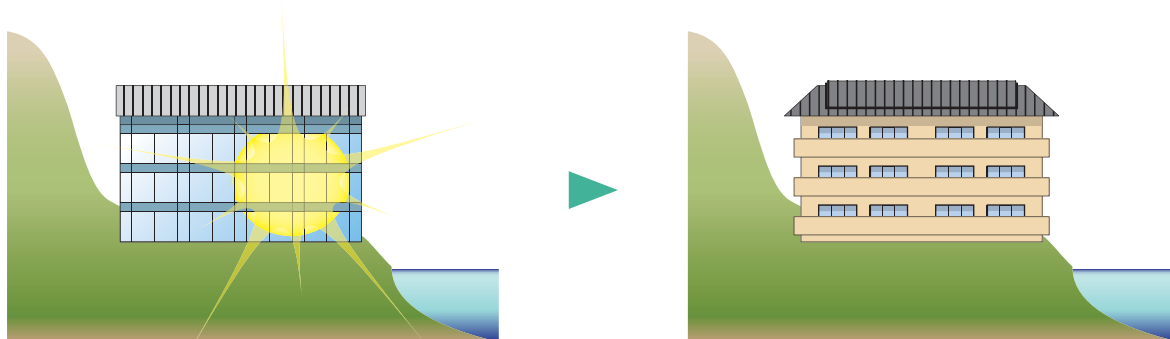
桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

- ・桐垣展望台から視認できる部分への反射性素材の使用を避け、良好な眺望景観の保全に配慮すること。ただし、太陽光発電パネルなど環境配慮型の反射性素材を使用する場合は、設置方法や場所を工夫し、桐垣展望台から目立たないように配慮すること。

■具体的な配慮の例■

○反射性素材の使用は避け、眺望景観を阻害しないよう配慮する。



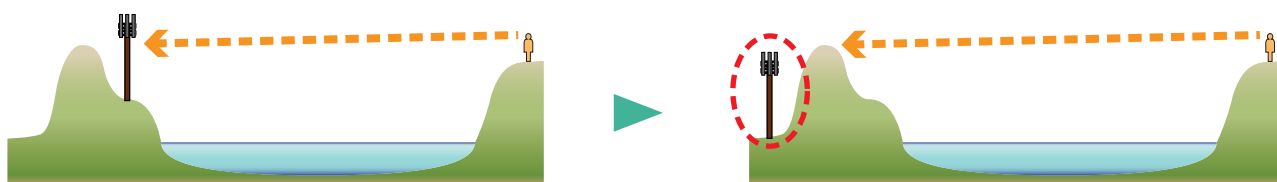
H6-1 電気・通信施設

桐垣展望台眺望保全地区の基準

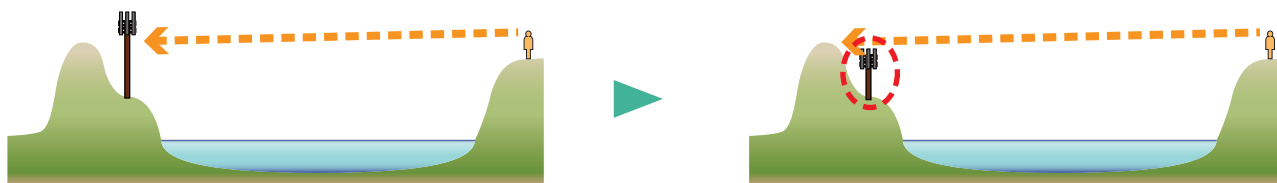
基準 ・桐垣展望台からの眺望を妨げる場所は避けて設置すること。

■具体的な配慮の例■

○携帯電話基地局等を設置する場合、視点場から目立たない場所を行為地として選定し、眺望を阻害しないよう配慮する。



○やむを得ず視点場から望見できる位置に携帯電話基地局等を設置する場合、できる限り高さを低く抑えるなど稜線を超えないように配慮する。



H7-1 太陽光発電施設

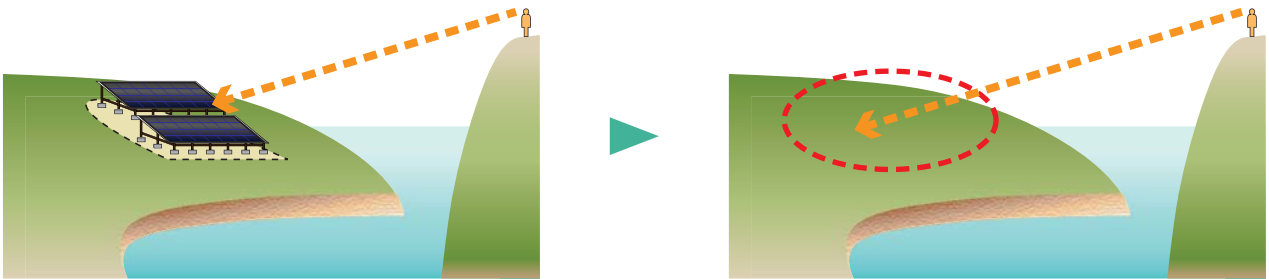
桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

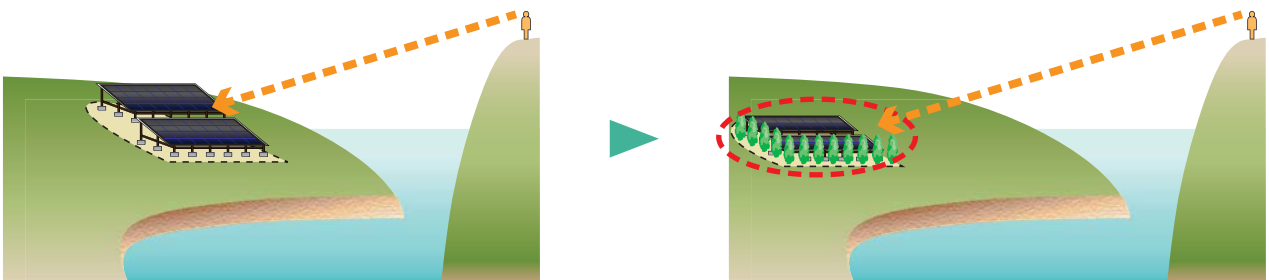
- ・誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。

■具体的な配慮の例■

○誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避ける。



○やむを得ず設置する場合は、パネルの反射光などにより誇れる視点場からの眺望景観を阻害しないよう、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をする。



H8-1 風力発電施設

桐垣展望台眺望保全地区の基準

基準

・視点場から見た場合に、英虞湾への眺望景観を遮らないように配置の工夫をすること。

■具体的な配慮の例■

○誇れる視点場から英虞湾への眺望景観を遮らないよう、尾根線上や海岸沿い等への設置はできる限り避ける。

